

令和4年6月分(令和4年10月支給分)から 児童手当の制度が一部変更になります

問 市 子育て支援課 ☎53-5132 FAX 53-5128

特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます

- 児童を養育している人の前年所得が、下記表②の所得額以上の場合は、**令和4年6月分から手当が支給されません。**①の所得額以上で②の所得額未満の場合は、**児童1人当たり月額5,000円が支給**されます。

[例]扶養親族等の数が1人の場合
 所得額896万円以上→手当は支給されません
 所得額660万円以上896万円未満→月額5,000円支給
 所得額660万円未満→支給対象年齢(0歳～中学校卒業まで)に応じて10,000円または15,000円を支給

- 児童手当等が支給されなくなった後に所得が②の所得額を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要**です。

※児童手当の①所得制限限度額の変更はありません。
 ※受給区分が変更になった人へは7月から順に通知を送付します。

扶養親族等の数※1	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額※2 (万円)	収入額の目安※3 (万円)	所得額※2 (万円)	収入額の目安※3 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960.0	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

現況届の提出が原則不要になります

市では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認するため、現況届の提出が不要となります。
 ※以下の人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している人
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が市外の人
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
- ⑤児童と別居している人(住民票上で別世帯の場合を含む)
- ⑥市からの提出案内を受け取った人

提出が必要な人には6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。

- ※1 所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族等(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)ならびに、扶養親族等でない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数。
- ※2 扶養親族等の数に応じて、1人当たり38万円(扶養親族などが70歳以上の同一生計配偶者、または老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額。
- ※3 給与収入のみで算出しています。実際は給与所得控除や医療費控除などの控除後の所得額で所得制限を確認します。

右記に該当する場合、**すみやかに子育て支援課へ届け出て**ください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わった(受給者と児童が市内転居し、同一世帯である場合を除く)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わった
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至った、または児童を養育していた配偶者がいなくなった
- ⑤受給者の加入する年金が変わった(受給者が公務員になった場合を含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をした
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けることとなった

給付型奨学金制度の2次募集申し込みは 6月1日(水)から

問 市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

奨学金は月額30,000円

給付期間は最長4年
(正規の修学期間終了まで)

対象者は令和元年度から令和4年度入学者

対 象 次の要件全てに該当する人

奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します。

- ・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある。
- ・令和4年3月31日現在で満25歳未満である。
- ・市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている。
- ・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない。
- ・経済的理由により学資金の支援が必要と認められる。
- ・保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる。
- ・父母等の認定所得金額が、収入基準額以下である。
 ※市公式ウェブサイト上で判定シミュレーションができます。

受付期間 6月1日(水)～30日(木)

※受付期間以外での申請はできません。
 ※申請時には作文が必要です。

募集人員 若干名

受付場所 教育総務課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター

申請書配布場所

上記受付場所のほか、市立図書館

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください▶



令和3年度「情報公開制度」 「個人情報保護制度」の運用状況

問 市 総務課 ☎53-5164 FAX 53-5148

市では、公正で開かれた市政の推進を目指し、市政への市民参加を促進するため、情報公開条例に基づき、情報公開制度を実施しています。また、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護条例に基づき、本人の情報の開示や訂正、利用停止を求めることができる個人情報保護制度を実施しています。

■情報公開請求の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		全 部	一 部	非公開	文書不 存在	請求 取下げ
政策推進部	0	0	0	0	0	0
総 務 部	2	1	1	0	0	0
市 民 部	1	0	1	0	0	0
くらし支援部 (こども未来局除く)	0	0	0	0	0	0
くらし支援部 こども未来局	2	1	1	0	0	0
まち整備部 経済振興局	1	0	1	0	0	0
まち整備部 (経済振興局除く)	12	2	9	0	1	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0
農業委員会	12	0	12	0	0	0
合 計	32	4	27	0	1	0

■個人情報開示請求の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		全 部	分	不開示	文書不 存在	請求 取下げ
市 民 部	1	0	1	0	0	0
くらし支援部 (こども未来局除く)	1	0	0	0	0	1
くらし支援部 こども未来局	2	0	1	0	0	1
教育委員会	1	0	1	0	0	0
合 計	5	0	3	0	0	2

※個人情報に係る訂正および利用停止の請求はありませんでした。

国民健康保険税は納期限までに納めましょう

☎ 市 市民保険課 ☎ 53-5114 FAX 53-5118

国民健康保険(国保)は病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者の所得等に応じて国民健康保険税(国保税)を出し合い、お互いに支え合う制度です。

※今年度の国保税額は、6月中旬に送付予定の納税通知書でお知らせします。

▼保険制度の運営

国民健康保険制度は、市が保険者となって加入者が負担する国保税と、国からの補助金などにより運営しています。国では平成30年度から国民健康保険制度改革を進めていて、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険納付に必要な費用を負担する代わりに、市は県に納付金を納め、納付金の納付に必要な額を国保税として加入者から徴収しています。

▼令和6年度以降 国保税(料)の県内統一を目指します

県では、令和3年度から令和6年度を期間とする第2期滋賀県国民健康保険運営方針が策定され、持続可能な運営に向け、県内のどこに住んでいても、所得や世帯構成が同じであれば、国保税(料)も同じになるよう、令和6年度以降できるだけ早い時期の統一を目指す取り組みを進めています。

▼令和4年度の国保税率は据え置きです

今年度の国民健康保険税率(国保税率)は、県が示した標準保険料率*が令和3年度税率を上回りましたが、基金などの状況を考慮し、統一に向けた税率改定を検討していくため、市の国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、据え置くことにしました。

※県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料率のこと。

市町は標準保険料率を参考に国保税(料)率を決定します。

国保税の算定方法

下記の3つの使い道ごとに決められた算出方法を使い、所得割、均等割、平等割を算出した合計が国保税額です。また、前年中の所得が一定の基準以下の場合、7割、5割、2割の軽減を行っています。

低所得世帯は、一部軽減されます(世帯主と世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者*全員の所得申告が必要)。

※国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

使い道	医療給付費分 (医療機関等で受診した時の医療費等の負担分)	後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度への支援金分)	介護納付金分 (介護保険制度を支えるための納付金) ※40歳から64歳の被保険者のみ。
所得割	基準総所得金額*×5.45%	基準総所得金額×2.45%	基準総所得金額×2.19%
均等割	22,400円/人	9,900円/人	11,400円/人
平等割	16,000円/世帯	7,000円/世帯	5,700円/世帯
課税限度額	65万円	20万円	17万円

※前年中の所得から地方税法に基づき一定の額を引いた金額

計算例

- ・40歳代夫婦と小学生2人の4人世帯
- ・合計所得金額:夫260万円(妻と子は0円)
- ・基準総所得金額217万円

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳~64歳の被保険者のみ)
所得割	217万円×5.45%	217万円×2.45%	217万円×2.19%
均等割	22,400円×4人分	9,900円×4人分	11,400円×2人分
平等割	16,000円	7,000円	5,700円
小計	223,800円	99,700円	76,000円
合計(年額)		399,500円	

国保世帯に子育て世帯応援金を支給します

国では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、今年度から国保税(料)のうち未就学児に係る均等割の軽減措置が導入されます。本市では子育て世帯の更なる支援を目的として、国保加入の18歳以下の被保険者に係る均等割を実質ゼロとするための応援金を支給します。

国の制度による国保税(料)の均等割軽減措置

対象 未就学児 内容 均等割の5割を軽減

例: 7割軽減対象の未就学児の場合、残り(3割)の半分を減額するため8.5割軽減。

※6月中旬に送付予定の納税通知書で軽減後の税額をお知らせします(手続き不要)。

市独自の国保子育て世帯応援金

対象 6月1日現在で、平成16年(2004年)4月2日以降に生まれた国保の被保険者がいる世帯

内容 均等割の自己負担分を支給

※対象となる世帯へは6月下旬に案内を送付します。

※5月31日以前に転出等により国保資格を喪失した人、または6月1日に国保資格を取得し、6月30日までに国保資格を喪失した人は対象外です。



福祉医療(乳幼児、小中学生以外)の更新手続きをお忘れなく

☎市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

8月1日から福祉医療費受給券(乳幼児、小中学生以外)などが新しくなるため、引き続き医療費助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。6月中旬に更新申請書を郵送しますので提出してください。また、申請書提出後、所得審査などを行い、該当者には7月下旬に受給券などを郵送予定です。

※更新申請書の提出がない場合、新しい受給券は受け取れません。

※令和4年1月1日に米原市に住居票がない人は、前住所地などで、令和4年度所得課税証明書を取得してください。

更新申請が 必要な項目

- ・重度心身障がい者(児)
- ・重度精神障がい者(児)
- ・重度心身障がい老人
- ・重度精神障がい老人
- ・母子家庭
- ・父子家庭
- ・ひとり暮らし寡婦
- ・ひとり暮らし高齢寡婦
- ・低所得老人
- ・知的障がい者医療費助成
- ・精神障がい者入院医療費助成

昭和37年～昭和54年生まれの男性は、風しんの抗体検査と予防接種を受けましょう

☎市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

現在、40歳から50歳代の男性を中心に風しん患者が増加しています。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性は、風しんの予防接種を受けられていない世代です。

今年度も対象となる全ての男性に、風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を送付しています。この機会に、まずは抗体検査(採血)を受けましょう。

無料期間を
3年間延長しました

抗体検査

風しんへの抵抗力があるか
チェック

抗体なしの場合

予防接種

抵抗力がない(抗体なし)と分かった場合は、予防接種を受けて風しんへの抵抗力をつけましょう

受診方法

※①②は抗体検査のみです。予防接種が必要な場合は、医療機関を受診してください。

①勤務先の健康診断…オプションなどで受診できます。クーポン券を持参してください。

詳しくは勤務先の検診担当者に確認してください。

詳しくはこちら▼

②市の集団健康診査…今年度は予約制ですので、事前に健康づくり課までご連絡ください。

また、受診の際は、クーポン券を持参してください。

③医療機関で受診…事前予約が必要な場合があります。直接医療機関にお問い合わせください。



胃内視鏡検査(胃カメラ検査)が始まります

☎市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

対象

50歳*以上の市民
※令和5年3月31日時点

受診回数

2年に1回

費用

3,400円*
※受診料が免除になる場合があります。
詳しくは健康づくり課まで。

受診方法

実施医療機関(以下参照)へ「市の胃内視鏡検査(胃カメラ検査)を希望」と直接申し込み。

下記の人は受診できません

- * 胃の病気で治療中・経過観察中の人(ピロリ菌除菌中を含む)
- * 胃の全摘手術を受けた人
- * 抗血栓薬で治療中の人
- * のどや鼻に内視鏡の挿入ができないような疾患がある人
- * 明らかに出血しやすい、またはその疑いがある人
- * 急性心筋梗塞や心房細動、重篤な不整脈などの心疾患がある人
- * 呼吸不全がある人
- * 妊娠中または妊娠の可能性がある人

米原市・長浜市の実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
伊藤内科医院	米原市入江1673	52-3534
(医)福光会 塚田医院	米原市顔戸433-1	52-0041
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町 黒田1221	0749-82-3315
市立長浜病院	長浜市大成亥町313	0749-68-2335
長浜赤十字病院	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111
西川医院	長浜市元浜町28-31	0749-62-4412
(医)柘英会 佐々木クリニック	長浜市小堀町80-1	0749-53-1701

国民健康保険加入の40歳～74歳の皆さんへ 特定健康診査が無料で受けられます

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

6月から特定健康診査などの集団健康診査が始まります。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**必ず事前申込が必要**です。当日申込は受け付けていません。
※詳細は5月末頃に送付している「特定健診のご案内」(オレンジ色の封筒に同封のチラシ等)をご覧ください。

対象者 国民健康保険に加入する40歳以上74歳以下の人 **受診料** 無料 ※今年度から無料です。

集団検診を受診予定の人へのお願い

受診をする時は、マスクを必ず着用し、受診券に記載された受付日時を守ってお越しください。
※受診当日は、特定健診の案内に同封した「新型コロナウイルス感染予防のための質問票」をもとに体調確認を行います。場合によっては、入場をお断りすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

医療機関に通院中の人へ

通院中の医療機関で特定健康診査と同様の検査を受けている人は、健診の案内に同封した「治療中患者情報提供票」を医療機関に提出すると、特定健康診査を受けたことになります(検査項目が足りない場合は、特定健康診査を受診してください)。かかりつけの医療機関にご相談の上、情報提供にご協力をお願いします。

会社など職場で健康診査を受けている人へ

職場で受診された特定健康診査の結果を健康づくり課に提出してください。

「BIWA-TEKU」で健康ポイントをためよう！

特定健康診査を受診し、スマホアプリ「BIWA-TEKU」で健康ポイントをためて応募すると、抽選で景品がもらえます。



詳しくは、BIWA-TEKU
ウェブサイトへ▶



人間ドック助成を活用ください

人間ドックに要した費用の2分の1(上限2万円)を助成します。助成を希望する人は、医療機関に予約後、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターで申請してください(受診後の申請は不可)。

※同じ年度内に人間ドック助成と特定健康診査を両方受けることはできません。

詳しくは、市公式ウェブサイトへ▶



75歳以上の高齢者世帯へ エアコン設置費用を補助します

問 市 高齢福祉課 ☎53-5122 FAX 53-5119

高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、新たにエアコンを設置する高齢者世帯に購入・設置費用を補助します。

対象要件

- ・市内に1年以上居住している
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯である
- ・新たにエアコンを購入^{*}し設置する
(すでにエアコンを設置している住宅は対象外)
- ・住民税非課税世帯に属する
- ・世帯員の全員が市税などを滞納していない
※市内事業者からの購入のみが対象です。

補助対象経費

エアコンの購入および設置費用
※市内の事業者が販売・設置工事を行うものに限る。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内(上限5万円)
※1世帯につき1回のみ。

申請の流れ

- ①事前申請：申請書を高齢福祉課へ提出。
見積書、エアコン・室外機の設置予定箇所の写真を添付。
- ②現地調査：市職員が自宅へ訪問し、
エアコンの有無を確認。
- ③交付決定
- ④実績報告：実績報告書を高齢福祉課へ提出。
領収書(写し)、明細書、エアコン・
室外機の写真を添付。
- ⑤交付確定
- ⑥請求
- ⑦補助金の支払い



市の地域資源を生かした創業計画を募集します

☎市 農政商工課 ☎53-5146 FAX 53-5139

市では創業支援として、市内の地域資源を生かした創業計画を募集しています。また、採択事業の実施に必要な経費に対して、補助金を交付しています。

応募資格 下記のいずれかに該当すること

- ・市内に主たる事業所を設置して創業する場合(創業後1年未満の人を含む)
- ・異なる産業分類に属する複数事業者が共同で新事業を実施する場合

支援内容

- 上限(補助率：1/2)

自由テーマ型：80万円 行政テーマ型：100万円

※1年度あたり50万円、3年間の交付が上限

- 補助対象経費

人件費、工事請負費、備品購入費など

募集事業

自由テーマ：地域の経済的活力の創出に役立つ事業

行政テーマ：「伊吹在来そば」等の市内の地場食材を活用する取り組み

行政テーマ：歴史ある米原の伝統工芸品(近江真綿、上丹生木彫)を未来につなぐ取り組み

応募方法

6月1日(水)から9月7日(水)までに申請書類を農政商工課へ提出してください。

※採択事業の決定は、専門家による評価委員会により行います。

※申請者のプレゼンテーションが必要です。

▼詳しくはこちら



創業して1年未満の人へ

6月上旬 申請受付開始予定

米原市伴走型創業促進補助金をご活用ください

☎市 農政商工課 ☎53-5146 FAX 53-5139

市内で創業して商工会から継続して経営指導を受ける人を対象に、創業にかかる経費の補助金を交付しています。

応募資格

市内で事業を営み、創業した日から申請日までの期間が1年未満の人

支援内容

- 上限5万円

- 補助対象経費

創業費(設立登記費用など)、設備費(機械器具費など)、
広告費(ウェブサイト作成費など)

応募方法

商工会の確認を受けた上で、申請書類を農政商工課へ提出してください。

▼詳しくはこちら



創業を学びたい人へ

「まいばら経営塾」受講者募集中

☎米原市商工会 ☎52-0632

「まいばら経営塾」は、これまでの経験を仕事に生かしたい、自由に仕事がしたいなど、同じ思いを持った人たちが一緒に学ぶ場所です。皆様のご参加をお待ちしています。

🔦初心者にわかりやすい!

🔦創業の基礎が身に付く!

🔦事業計画書が作れる!

日時：7月6日(水)～8月31日(水)

18時30分～20時40分

*水曜日開催 全8回

場所：米原市役所 本庁舎 コンベンションホール

申し込みはこちら



つくる未来展の出展者を募集します

☎市 自治環境課 ☎53-5111 FAX 53-5138

つくる未来展では、市民団体として既に活動している、または今後活動を考えている人が活動内容を展示します。「市民団体同士の交流」「市民活動のPR」「チャレンジしたいことの発信」ができますので、ぜひ、ご応募ください。

対象

米原市・長浜市・彦根市で活動している市民団体(市民活動はNPOやボランティア活動なども含む)

展示日

8月11日(木・祝)から13日(土)を予定

展示場所

米原市役所 本庁舎など

申込方法

6月30日(木)までに応募用紙*をメール(☐ jichi@city.maibara.lg.jp)または自治環境課へ持参 ※市公式ウェブサイトまたは自治環境課で配布

▼詳しくはこちら



市長との意見交換会(オンライントーク)をご利用ください

☎市 秘書室 ☎53-5160 FAX 53-5148

市では、市民に寄り添った市政運営を目指して、市長と市民がつながる意見交換会を行っています。オンラインによる意見交換会(オンライントーク)も開催していますので、希望する団体などは、お気軽にご相談ください。

対象 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する団体

- ・市内で活動している市民グループもしくは団体
- ・市の施策を推進していくため市長などとの意見交換が必要と思われる市民もしくは団体等
※原則として1団体等当たりおおむね15人まで
(政治団体や宗教団体、営利団体を除く)

実施方法

- ・対面形式またはウェブ会議システム*など
※Wi-Fiなどの環境のほか、パソコンやタブレット、スマホ等の端末が必要

トーク時間

- ・1時間程度

意見交換の内容

- ・市政全般に関する事項または特定の行政課題に関すること
(市に対する苦情や交渉などは対象外)

申し込み

- ・実施提案書*に必要事項を記入の上、担当部署を通じて秘書室まで
※市公式ウェブサイト(右記QR)からダウンロード可能



空家等除却支援補助金をご活用ください

☎市 シティセールス課 ☎53-5140 FAX 53-5139

将来的に悪影響を及ぼす恐れのある空家を、解体撤去する際の費用を一部補助します。

※事業開始までに申請が必要です。※予算が無くなり次第、受付を終了します。

- 対象空家**
- ・居住の用に供していた住宅で、1年以上居住されていないもの
 - ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの

詳しくはこちら▶



対象事業 市内事業者の施工による解体撤去工事

申請方法 6月30日(木)までに申請書*をシティセールス課へ提出してください。

※市公式ウェブサイトまたはシティセールス課で配布

補助金額 上限20万円(補助率1/3)

びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金をご活用ください

☎市 農政商工課 ☎53-5146 FAX 53-5139

市内事業者の活用による地域経済の活性化を促進するため、住宅リフォーム工事費の一部を支援します。

※事業開始までに申請が必要です。※予算がなくなり次第、受付を終了します。

対象 市内在住または転居予定の人の住宅

詳しくはこちら▶

対象事業 市内事業者による100万円以上の住宅リフォーム工事

補助金額 10万円 ※以下の場合加算されます。

申請方法 申請書*に必要事項を記入し、農政商工課、山東支所、各市民自治センターへ提出してください。

※市公式ウェブサイトまたは農政商工課で配布



①三世同居、子育て世帯(義務教育終了前の子がいる世帯)のいずれかに該当…5万円

②住宅用太陽光発電システムなどの設置を伴うリフォームを実施した場合…5万円

狩猟免許取得のための経費を助成します

☎市 まち保全課 ☎53-5175 FAX 53-5179

狩猟免許のための予備講習会受講費全額助成

日時 6月12日(日)、8月28日(日)、11月13日(日)
いずれも9時~17時

場所 東近江市あかね文化ホール
(東近江市市子川原町461-1)

対象者 市内在住で有害鳥獣駆除にご協力いただける人

定員 予算がなくなり次第終了

助成額 13,000円(1種類受講)または
15,000円(2種類以上受講)

※事前にまち保全課へ申し込みください。

狩猟免許試験の経費助成

対象者 市内在住で、令和4年度に狩猟免許を取得した人
※市税等の滞納がない人

免許種類 網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

対象経費 写真代、医師の診断書料、受験料、狩猟税、
狩猟者登録手数料

助成額 補助対象経費の3分の2以内
(免許ごとに上限3万円)

申請方法 申請書*、狩猟免許状、補助対象経費にかかる領収書、市税の納税証明書(または非課税証明書)の写しをまち保全課へ

※市公式ウェブサイト(右記QR)からダウンロード可能



狩猟免許試験日

	日時	受付期間	場所
第1回	6月19日(日)	受付終了	東近江市 あかね文化ホール
第2回	9月4日(日)	7月22日(金)~8月4日(木)	
第3回	11月18日(金)	10月4日(火)~18日(火)	

☎市 湖北森林整備事務所 ☎0749-65-6616